

閲覧用

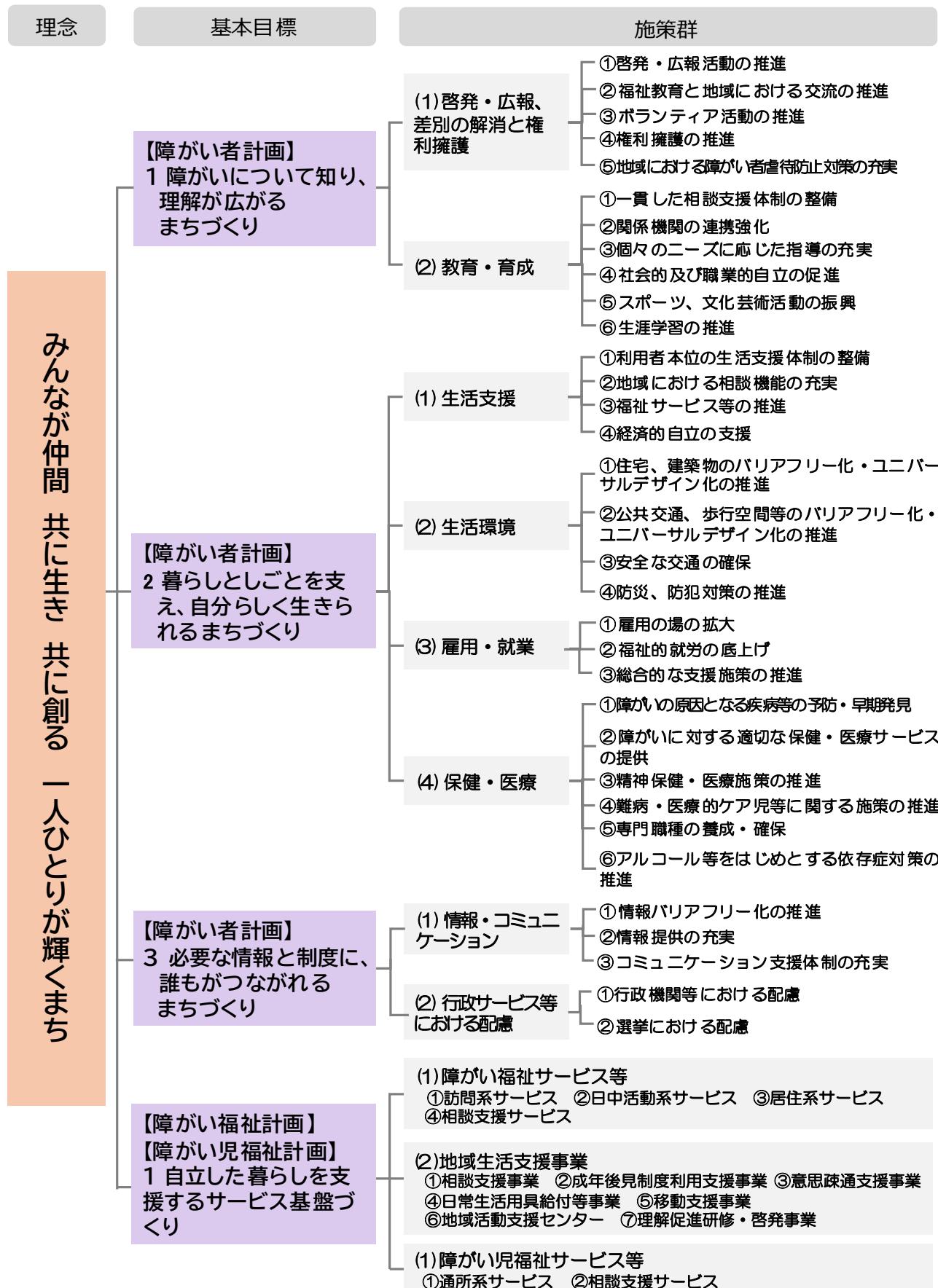
3 障がい者計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和7年3月 改定

案

邑南町 障がい者計画 体系図



【1】基本理念等(根拠法令、趣旨、考え方、方針)

○根拠法令 障害者基本法第11条

○趣旨、考え方

障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会・文化・スポーツ等のあらゆる分野への参加を促進するために策定するものです。

障がい者の年齢や障がいの特性に応じた施策を展開し、障がい福祉計画との整合性を図りながら、障がい者の自主性を十分尊重し可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようになります。

○基本目標

次の3つの基本目標を掲げ、8つの施策群で構成します。

1. 障がいについて知り、理解が広がるまちづくり
2. 暮らしとしごとを支え、自分らしく生きられるまちづくり
3. 必要な情報と制度に、誰もがつながれるまちづくり

○方針

1. 私たちは、障がいの有無を越えて、一人ひとりがその人らしさを發揮し、輝くことができるまちをめざします
2. 希望する人だれもが、自分の意思に基づき社会に参画し、誰もが安心して暮らせるまちをめざします
3. それぞれの意思や権利を尊び、互いを認め合える、理解し合えるまちをめざします

【2】計画の期間

○令和8年度～12年度

【3】数値目標一覧

基本目標 1 障がいについて知り、理解が広がるまちづくり

展開する施策	数値目標 (KPI)		
(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護	指標：日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる人の割合 令和6年度 23.2%	⇒	令和12年度 15.0%以下
(2) 教育・育成	指標：地域共生社会の考え方が理解されていると回答する人の割合 令和6年度 17.8%	⇒	令和12年度 30.0%

基本目標 2 暮らしとしごとを支え、自分らしく生きられるまちづくり

展開する施策	数値目標 (KPI)		
(1) 生活支援	指標：相談する人はいないと回答する人の割合 令和6年度 4.0%	⇒	令和12年度 0.0%
(2) 生活環境	指標：通院・買い物などの移動はなんとかできていると回答する人の割合 令和6年度 —	⇒	令和12年度 100%
(3) 雇用・就業	指標：ハローワークを通じた障がい者雇用の件数 令和6年度 15件	⇒	令和12年度 20件
(4) 保健・医療	指標：乳幼児健診受診率 令和6年度 4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 4歳児健診	⇒	令和12年度 100% 100% 100% 100%

基本目標 3 必要な情報と制度に、誰もがつながれるまちづくり

展開する施策	数値目標 (KPI)		
(1) 情報・コミュニケーション	指標：コミュニケーション支援を担うボランティア人数 令和6年度 17人	⇒	令和12年度 20人
(2) 行政サービス等における配慮	指標：障害者差別解消法に基づく職員向け研修の開催数 令和6年度 1回	⇒	令和12年度 年2回

3-1 障がいについて知り、理解が広がるまちづくり

(1)啓発・広報、差別の解消と権利擁護

1)現状と課題

- 障がい者が地域で自立し安心して生活するために、また適切な手助けや支援を行うためには、地域や周囲の人たちが障がいについて理解し正しい知識をもつ必要があります。本町においては、障害者差別解消法に基づき、町広報紙での関連記事の掲載や「心のバリアフリー※」の推進など住民や地域、企業等に向けて幅広く啓発を行っています。
- 令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化され、令和6年（2024年）4月1日に施行されました。
- 障がいについての理解や交流の促進、支援の担い手づくりという観点からもボランティア活動を充実させることが重要です。若い世代をはじめ、ボランティア活動に関わる人員の確保が必要となっています。
- 福祉教育の取り組みとしては、身近な交流の機会を充実することが障がい者理解につながると考え、学校での体験授業や地域の行事への参加などが行われています。
- 成年後見制度及び権利擁護事業について、庁内関係課及び関係機関の連携のもと、相談窓口の周知や制度の利用が必要な人の把握、相談対応が求められます。また、成年後見制度においては後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への対応が必要です。
- 障がい者虐待については、依然として全国的に虐待事案が発生している状況にあり、予防・対策に向けた住民や障がい者福祉施設等への周知・啓発に今後も取り組む必要があります。

【アンケート調査結果・ヒアリング調査結果】

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の38.4%の方が「差別や偏見、疎外を感じるときがある」と回答しています。前回調査と比較して割合は低くなっています。
- 「障がいのある人への理解を深めるために必要なこと」としては、「わからない」が最も高い割合となりましたが、次いで「障がいへの理解を深めるために活動する団体やボランティア活動への支援」、「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」が高くなっています。今後は、団体等の活動支援や、一層の啓発、広報活動の積極的な推進を図る必要があります。
- 障がい福祉分野での活動団体へのヒアリング調査において「各団体の活動がまだ十分に知られていない」といった情報発信、周知について課題としてあげられています。
- 新型コロナウイルスの影響により交流事業のほとんどが中止となりその期間が続きました。交流することが障がい理解に深く関係している重要なことであると再認識した期間となりました。アンケート調査結果の数値が前回より悪化したことにも関係があるのではないかと推察されます。
- ※心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。

2)数値目標

令和6年度のアンケート調査結果では、「日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる」と回答した人の割合は23.2%でした。

令和12年度（目標年次）においては、この割合を15%以下に下げることを目標として、以下の取り組みを展開します。

指標：日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる人の割合

令和6年度
23.2%

⇒

令和12年度
15.0%以下

3)今後の方向

①啓発・広報活動の推進

項目	内容
障がい者施策のPR	<ul style="list-style-type: none">町広報紙に「障がい福祉情報コーナー」の枠を設け、行政・事業所・団体等広く情報を掲載するなど工夫し継続して情報提供を行ないます。町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」等を活用し社会福祉協議会事業の周知を図り啓発記事等を掲載します。
疾病や障がいへの理解促進	<ul style="list-style-type: none">疾病や障がいは誰でも起こりうる自分のこととして考えられるよう、人権意識の高揚を図ります。「あいサポート運動」の研修を実施し、意識啓発を進めます。多様な障がいがあることを認識することで、目に見えない障がいへの理解を促進していきます。町広報誌やケーブルテレビを活用し、障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。島根かみあり国スポ・全スポ2030開催を契機に、障がい者スポーツ体験、競技サポート等を通し、障がい・障がい者への理解を深め、「心のバリアフリー」を推進します。
障害者差別解消法の周知啓発	<ul style="list-style-type: none">障がいを理由とする不当な差別の解消および合理的配慮が義務化となったことについて、障害者差別解消法の趣旨や法に基づく本町の取り組み、事業者に求められる対応等を周知啓発します。

②福祉教育と地域における交流の推進

項目	内容
福祉教育、人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。・教育委員会が共生社会を推進する「ゴルボール体験」などの連携を図り、邑南町らしい福祉教育を推進します。
障がい者との交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none">・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。・行事やイベントの開催にあたっては、関係する団体による共同での開催を検討します。

③ボランティア活動の推進

項目	内容
既存ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none">・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換、連絡調整の推進を図ります。
ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアの人員確保を図るために後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。

④権利擁護の推進

項目	内容
権利擁護事業の制度周知	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護および権利擁護センターについて町や邑南町社会福祉協議会の広報紙に掲載するなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。・「後見支援員養成講座」を継続的に開催し、住民に向けて幅広く周知・啓発を図ります。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護のため成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。・権利擁護センターと庁内関係課との連携を強化します。・低所得者における成年後見制度の利用に係る報酬助成や町長申立の費用の公費負担を継続します。

⑤地域における障がい者虐待防止対策の充実

項目	内容
障がい者虐待の周知・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none">・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。
虐待に対する対応の強化	<ul style="list-style-type: none">・障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し「障がい者虐待防止マニュアル」に沿って関係機関との連携を図りながら迅速かつ適切に対応します。

(2)教育・育成

1)現状と課題

- 令和7年3月31日現在、本町の18歳未満の身体障害者手帳所持者は3人、療育手帳所持者は15人、精神障害者保健福祉手帳所持者は3人となっています。また、発達障がい等特別な支援を要する児童生徒が増加しています。町内すべての保育所（園）で障がい児保育を実施しており、特別支援学級は町内小・中学校あわせて8校に設置しています。また、通常の学級や保育所（園）に通いながら、何らかの支援や指導を必要とする子どもたちのための「通級指導教室」は、町内小・中学校各1校に設置しています。
- また、町内には県立石見養護学校があり、全校で31名の児童・生徒が通っているほか、町外の特別支援学校に在籍する生徒がいます。さらに、不登校・不登校傾向の児童生徒を対象にした教育支援センター「たけのこ学級」があります。
- こうした保育所（園）や小・中学校、養護学校等における特別支援教育の体制に加えて、本町では「邑南町教育支援委員会」を設置し、専門委員が児童生徒等の教育支援、就学相談に応じています。
- 邑南町特別支援相談ネットワーク体制により、各関係機関が連携した相談支援に取り組んでいます。未就学児や児童生徒の相談件数は増加傾向にあり、引き続き関係機関と連携して支援を行っていくことが必要です。
- 令和7年度は進学・就労と節目の過程で支援が途切れることがないよう、関係機関との情報ツールとして相談支援ファイル「すこやか」を改定しました。
- 子どもを取り巻く環境が複雑化し、不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもが増加傾向です。本町においては、邑南町教育支援センター（たけのこ学級）やポテトポス（ひきこもりサポート事業）等と定期的な情報共有連携を図りながらひきこもりサポート事業を行っています。
- 放課後や長期休暇中は、障がい福祉サービスのみならず、放課後児童クラブで過ごす児童も増えています。専門的な支援の需要が高まるなか体制整備や人材確保が課題となっています。
- 子どもから大人、高齢者にいたるまで、スポーツや文化芸術活動を行うことは、心身の鍛錬とともに心豊かな生活を送ることに役立ちます。アンケート調査では、スポーツや趣味などの文化・芸術活動に日頃参加している割合は26%程度となっており、気軽にスポーツ活動や文化芸術活動に参加できる環境づくりや運営方法の検討は引き続き必要です。
- 邑南町では、令和7年度に「スポーツによるまちづくり方針」の策定を進めており、その中では「誰もがスポーツに親しむ」ことをめざしています。また、障がい者スポーツへの理解を広げていくとともに、障がいの有無を超えてスポーツを通じた交流が促進されるよう取り組みが求められます。
- 平成30年6月より「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。

【アンケート調査結果】

- 「保育・教育に必要だと思うこと」として、「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮を増やしてほしい」が16%でもっとも高い割合となりました。次いで「ノーマライゼーションの考え方沿った保育や授業の内容としてほしい」が12%となりました。
- 「学校教育終了後の進路を考えるうえでの不安」として、「民間企業に就職することへの不安」が最も高い割合(24%)となっています。一人ひとりの生徒の進路希望に寄り添いながら、それぞれが自分らしく社会で活躍できる体制づくりを福祉・雇用の両面から推進する必要があります。

2)数値目標

令和6年度のアンケート調査の結果では、「地域共生社会の考え方方が理解されている」と回答した人の割合は17.8%でした。

令和12年度(目標年次)においては、この割合が30.0%となることを目標として、以下の取り組みを展開します。

指標：地域共生社会の考え方方が理解されていると回答する人の割合

令和6年度
17.8%

⇒

令和12年度
30.0%

3)今後の方針

①一貫した相談支援体制の整備

項目	内容
妊娠期からの一貫した相談支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に相談できる環境の整備として、「子どもまるごと相談室」において子育てに関するあらゆる相談にワンストップで対応し、妊娠期からの一貫した相談支援を行います。 相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。
特別支援相談ネットワーク等の相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町特別支援相談ネットワーク体制により、すこやか相談や巡回相談、教育相談を実施し、教育、福祉、保健、関係団体等の関係者が連携して、本人、保護者、保育所（園）、学校等のライフステージに応じた相談支援の充実に努めます。 児童発達支援につながった未就学児の保護者と保育所（園）等、関係機関が情報共有し、今後の方向性や就学に向けた見通しが持てるようにすこやか連携会議を行います。 相談支援ファイル「すこやか」を活用し、就労まで見据えた切れ目のない相談支援に努めます。

②関係機関の連携強化

項目	内容
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換の機会やスポーツ大会の支援など充実を図ります。 障がい児の活動支援グループと連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 子育て支援事業や発達障害者支援センターとの連携を強化します。 就学や進学、就労等で支援が途切れることがないよう、相談支援ファイル「すこやか」を活用して関係機関で子どもの育ちを共有し、同じ方向性で子どもや保護者の支援を行います。

③個々のニーズに応じた指導の充実

項目	内容
障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子ども、ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 障がい児の受け入れにあたって保育士の加配等を支援し、希望する保育施設で保育が受けられるよう障がい児保育の促進を図ります。

項目	内容
特別支援教育※の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒一人ひとりの力を最大限に伸ばすため、多様な学びの場の教育環境を整備するとともに、個別の教育支援計画・指導計画を活用し、教育的ニーズに応じた支援・指導の充実を図ります。 ・教育設備の整備・充実に努めます。 ・スクールソーシャルワーカーの配置による他分野の連携推進、スクールカウンセラーによる研修会の実施や保護者からの相談対応の積極的活用に努めます。 ・教職員が障がいへの理解を深め、指導力を高められるよう、特別支援学校等との連携により研修の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた教育実践を推進します。
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にある特別支援学校及び福祉施設との交流教育を推進し障がいに対する知識・理解と思いやりの心を育みます。 ・放課後や長期休暇中の生活について、個々に応じた過ごし方ができるよう、サービスの活用促進や体制を整備します。 ・研修会等を開催することで放課後児童クラブ支援員等の資質向上を図り、支援員等のフォローの充実に努めます。 ・特別支援教育コーディネーターや生活・学習支援員を対象にした研修会を開催し、障がいのある児童生徒の教育に関する知識の習得と支援の充実に努めます。

※特別支援教育：障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。また、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。

④社会的及び職業的自立の促進

項目	内容
社会的・職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも就労に適応できなかった特別支援学校卒業生への途切れない相談事業の推進を図ります。 ・相談支援事業所や関係機関と連携を図りながら、福祉的就労や一般就労につなげていきます。
不登校・ひきこもり児童への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携により不登校児童・生徒、ひきこもりやいじめ等への相談しやすい環境づくりや邑南町教育支援センター「たけのこ学級」といった社会資源の情報提供を推進します。 ・「たけのこ学級」を拠点に、生徒同士の交流の場や相談員と児童の関わる機会及び保護者の相談窓口の充実を図ります。 ・ひきこもりに関する理解の促進を図ります。 ・ポテトボス（ひきこもりサポート事業）の周知を引き続き行い、事業を継続します。

⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

項目	内容
各種団体への入会の推進と運営の支援	<ul style="list-style-type: none"> 手帳交付時に身体・知的・精神障がいの各当事者団体についての情報提供を行います。 会員の要請や必要に応じて運営体制の支援をします。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。
スタッフの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。 必要となる研修会・会議等への参加により資質向上を図ります。
障がい者スポーツへの理解の促進と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌やホームページなどの情報媒体を用いて障がい者スポーツの周知に取り組み、理解の促進を図ります。 障がい者がスポーツ活動に日常的に親しむことができるよう、施設や設備等の環境の整備に努めます。 スポーツ交流実施にあたり、障がいの有無に関わらずだれもが楽しめるような障がい者スポーツを通して互いを理解し支えあう意識を養い、障がい及び障がい者理解教育の充実を図ります。
障がい者の文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動について、障がい者の芸術作品を発表する場の充実を図り、文化芸術活動の推進に努めます。 手話・要約筆記の提供等、ニーズに応じた工夫や配慮に努めます。
視覚障がい者の読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 国が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、図書館利用に係る体制の整備や視覚障がい者等が利用しやすい書籍（アクセシブルな書籍）の充実、図書館サービス人材の育成などに努めます。

⑥生涯学習の推進

項目	内容
生涯学習に取り組みやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 邑南づくり教育計画や人権施策推進基本方針の基本理念に基づき、障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通した生活の質の向上に向けた、多様な生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。

障がいや特性を
知って、仲良く暮ら
せるまちにしたいな
ン！



3-2 暮らしとしごとを支え、自分らしく生きられるまちづくり

(1)生活支援

1)現状と課題

- 障がい者が自立した生活を送るために、利用者本位の生活支援が提供される必要があり、困りごとや必要な支援、サービス等利用計画の作成等の相談ができる相談支援体制の充実が求められます。
- 相談体制としては、町の各担当課や障害者総合支援法に基づき町内3か所に設置された相談支援事業所があるほか、県央保健所、県立西部総合福祉センター「いわみーる」などの相談窓口があります。
- 在宅での生活を支えるサービス事業所ではサービスを提供する人材不足また人口減少や高齢化によりサービスの維持・確保が今後課題となってくることが考えられます。それによりサービス利用が困難になる状況が発生することも予想されます。
- 障がい者の地域生活において、本人・家族の高齢化や「親亡き後」の課題があり、障がい者の生活を地域全体で支える体制について考える必要があります。
- 障がい者にとって、医療費や移動にかかる費用など経済的な負担が大きいため、経済的な自立支援として県の制度を紹介するほか、本町が独自に行っている各種の医療費助成・交通費助成制度も周知を図っていくことが求められます。
- 災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者）が、避難場所や避難方法、避難支援者などを事前に取り決めておくための個別の計画である個別避難計画の作成が進んでおり、これを機に、災害時の避難行動を円滑にするだけでなく、共助の精神で協力して作成・実行することが重要であり、要支援者本人、地域住民、自主防災組織、民生委員などの平時からの関係づくりと連携が増えることが期待されます。

【アンケート調査結果】

- 「障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと」は、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が42.4%で、前回に続いて最も高い割合となっています。府内関係課や関係機関、サービス提供事業者など、気軽に相談のできる環境づくりを行うとともに、相談窓口の連携を強化していく必要があります。
- 新型コロナウイルスの流行により外出頻度の減少や人とのかかわりが希薄化したこと、これらが年単位で継続したことが「相談する人がいない」と感じる一因となっていると考えられます。
- 国の方針では、精神障がい者の地域移行の促進が求められています。アンケート調査でも全体では「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が60.8%（精神障害者保健福祉手帳の方では52.6%）、「ひとりで暮らしたい」が16.2%（同、21.1%）となっており、自宅での暮らしを希望する割合が高くなっています。在宅での医療ケアや福祉サービス等の生活支援を提供する体制づくりが重要となっています。

2)数値目標

令和6年度のアンケート調査の結果では、「相談する人はいない」と回答した人の割合は4.0%でした。令和12年度（目標年次）においては、この割合が0%となることを目標として、以下の取り組みを展開します。

指標：相談する人はいないと回答する人の割合

令和6年度	⇒	令和12年度
4.0%		0.0%

3)今後の方向

①利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容
相談窓口等の広報	<ul style="list-style-type: none">町広報紙に「相談窓口」の情報を掲載する、町内の事業所で受けられるサービスの紹介など、継続した広報を行います。町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」やケーブルテレビを通じた広報を推進します。
地域生活支援拠点等事業※の活用状況検証	<ul style="list-style-type: none">令和3年度に開始した地域生活支援拠点等事業の活用状況について効果や課題の検証を実施します。利用者の意向を尊重した支援の検討体制を大切にします。

②地域における相談機能の充実

項目	内容
相談員、民生委員・児童委員活動の充実	<ul style="list-style-type: none">身体・知的障害者相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援、他の相談事業との連携を図ります。精神障がい者からの相談については、保健所・町保健師・相談支援事業所等が連携し、相談機関として個別の対応を行います。
精神障がい者の地域移行推進	<ul style="list-style-type: none">地域移行が可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、関係機関の連携を図りながら支援を行います。当事者会（なかまの会）への参加やピアソーター※の活用などを促進します。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">相談支援専門員をはじめとした、相談支援機能を強化するために必要な人材の確保・育成に努めます。必要となる研修等情報の提供を行います。

③福祉サービス等の推進

項目	内容
障がいの特性にあったサービスの提供	・障害者総合支援法の制度普及を図りながら、サービス等利用計画に基づき不足が生じないようサービスの提供を行います。
サービスの提供に必要な人材の確保	・邑南町医療福祉従事者確保奨学金の奨学生や医療福祉交流会の参加者等に情報提供や近況伺いをして邑南町を意識してもらい、町内の医療福祉職場への就労につなげていきます。

④経済的自立の支援

項目	内容
各種助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。 ・国県の制度についても情報提供を行います。 ・障害年金、各給付制度について周知を行います。

※地域生活支援拠点等事業：障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、計画相談支援事業所を中心に役場、社協

医療機関など様々な機関が連携して住み慣れた地域で暮らし続けるため、障がいのある方の生活を地域全体で支えるしくみ。

※ピアソーター：自分自身も特定の経験（障がい、疾病、困難など）を持つ当事者として、同じような経験を持つ仲間（ピア）を支援する人。



(2)生活環境

1)現状と課題

- 障がい者が安全で安心して暮らすためには、建築物、道路、交通機関などにおける物理的なバリアを解消することが重要です。公共施設等の新設や改築等において、バリアフリー化基準への適合や、町役場等の拠点エリアにおける一体的なバリアフリー化を推進する必要があります。
- 令和7年8月にオープンした道の駅邑南の里においては、車椅子でも利用可能なエレベーターが設置されるなどバリアフリー化に取り組んでいます。
- 本町では、平成31年4月に羽須美地域においてデマンド交通を開始、令和元年7月には地域生活バスでフリー乗降区間を設定し、交通機関の利便性を高める取り組みを進めています。
- 要配慮者に向け個別避難計画の作成が始まり、今後も引き続き推進していきます。
- 防犯対策においては、犯罪や事故の抑止力及び事実確認の証拠として、町内全域の主要箇所に防犯カメラを設置しています。

【アンケート調査結果】

- 買い物や行事・イベント等への参加など、社会参加に向けて移動手段を確保することは重要な要素となります。アンケート調査では、外出時に不便に感じたり困ることとして、「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」の割合が高くなっています。交通手段の不足や介助者がいない等の理由で社会的に孤立することがないよう、外出に関する支援の充実が求められます。
- 関連して、現在のバス停や運行ルートについて、登下校の時間や事業所への通所という視点において、不便であったり危険性から公共交通機関を利用する力はあっても利用できないといったことが、通所・通学を検討する際の課題の一つとなっています。
- 災害発生時の対応として、アンケート調査では一人で避難することができる人は約4割にとどまっており、できない人または避難できるかわからない人が約半数を占めています。災害発生時の避難支援等のあり方について、自主防災組織等とも連携を図りながら検討を進めていくことが重要です。

2)数値目標

令和6年度のアンケート調査の結果では、「公共交通機関の利用が不便」と回答した人の割合は15.4%でした。現在公共交通機関以外の手段も含めて通院や買い物など日常生活に必要な移動手段を確保されている状況があります。

令和12年度（目標年次）においては、「通院・買い物などの移動はなんとかできている」と回答する人の割合を指標とし、目標値を100%として、次の取り組みを展開します。

指標：通院・買い物などの移動はなんとかできていると回答する人の割合

令和6年度	⇒	令和12年度
—		100%

3)今後の方針

①住宅、建築物のバリアフリー化^{※1}・ユニバーサルデザイン化^{※2}の推進

項目	内容
公共施設等の整備	<ul style="list-style-type: none">可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。町内施設の思いやり駐車場の利用拡大に努めます。障害者差別解消法中の合理的配慮の提供に従い、誰もが利用しやすい施設運営、管理に努めます。
民間施設の整備	<ul style="list-style-type: none">障がい者にとって暮らしやすい施設の整備について、民間事業者と連携を図りながら普及啓発に努めます。
住宅の整備	<ul style="list-style-type: none">町営住宅等の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅等における手すりの設置、段差の解消など障がい者や高齢者向け改修については、助成等の支援を行います。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム等の整備の推進を図ります。一般住宅への入居支援や、空き家の情報提供、成年後見制度の利用を促進し契約の安定を図ります。

※1 バリアフリー：障がい者や高齢者などにとっての障がいを取り除き、ハンディキャップを持った人でも安心で快適な生活ができるようにしようという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン 年齢・性別・身体的能力などの違いに関わらず、すべての人が利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者自らが公共交通機関等を利用して通院や買い物ができるよう、既存バス停の安全確認、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バス、リフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。障がい者への支援や緊急事態への対応について運転手の研修を促進します。 交通結節点の駅舎等のバリアフリー化を含めた整備を行い、利用促進を図ります。

③安全な交通の確保

項目	内容
快適な歩行環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク※、障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、障がい者にやさしい道づくりを進めます。 通学者等をはじめとする道路利用者の安全と利便性の確保を図るために、優先度の高い道路から改善を進めていきます。
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づく移動支援事業を推進します。サービスの周知を行うとともに、利用者のニーズに合った事業となるよう対象者基準の見直しを検討します。 障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。 タクシー利用助成事業についての周知に努めます。

※ポケットパーク：道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

④防災、防犯対策の推進

項目	内容
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町地域防災計画に基づき災害時要配慮者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、在宅の要援護者対策、啓発を進めます。 災害時要配慮者の避難誘導などについて自主防災組織や福祉サービス事業所と連携しながら、具体的な行動計画（個別避難計画）の作成や訓練を実施します。
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 歩行者が通行する主要な箇所に、防犯カメラの設置を検討していきます。 障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、町広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビ等を活用した啓発など、交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育のより一層の充実を図ります。



(3)雇用・就業

1)現状と課題

- 平成28年4月より「改正障害者雇用促進法」が施行されており、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、労働能力を適正に評価するための方策を講じることや合理的配慮の提供の義務化により事業主は個別の状況に応じて柔軟な調整や支援を行うことが求められます。事業者をはじめとして、職場の障がい理解を進めていく必要があります。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や島根障害者職業センターなど就労機関における諸制度を十分に活用できるよう、障がい者総合支援協議会就労支援部会を中心に、ハローワーク・障がい者就業・生活支援センター・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制の充実や支援が必要です。
- 障がい者が継続して就労できるよう、相談支援などアフターケアの充実が求められています。関係機関と連携し、障がい者雇用を促進するとともに就労後のフォローにも取り組むことが必要です。
- 福祉的就労利用者の高齢化による人員不足や気候の変動により、事業規模や作業内容の見直しが必要となっています。
- 邑南町で行っていた就労相談会を令和6年より邑智郡に拡大して開催しています。これにより、障がい者雇用の拡大と理解促進が期待される一方、参加企業の確保や制度の周知といった観点からはさらなる検討が必要です。

【アンケート調査結果】

- 福祉施設や作業所等での就労や一般就労を希望する人が、その希望をかなえることができる就労の場を確保できるよう、町全体での意識啓発や理解の促進、就業訓練等の支援が求められます。アンケート調査では、現在福祉施設等で就労している人や現在求職中の人のうち、福祉施設等での就労を希望する人が54.3%であるほか、短時間勤務など、障がいへの配慮があるなかで民間企業や官公庁・団体の正職員として働きたい人が10.9%、パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員が19.6%となっています。障がい者の就労支援として必要なことでは、「上司や同僚に障がいの理解があること」（14.2%）、「企業等における障がい者雇用への理解」（12.5%）が割合として高くなっています。

2)数値目標

ハローワークを通じた障がい者雇用の件数は令和6年度に15件でした。令和12年度には、20件とすることを目標として取り組みを推進します。

指標：ハローワークを通じた障がい者雇用の件数

令和6年度	⇒	令和12年度
15件		20件

3)今後の方向

①雇用の場の拡大

項目	内容
雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none">雇用の場の拡大を図るために、ハローワークを中心に、町無料職業紹介所、県立石見養護学校、社会福祉施設との連携を強化します。障がい者総合支援協議会就労支援部会を中心に、邑智郡障がい者就労相談会を開催し、企業等の障がい者への理解を深め、障がい者の就労支援を行います。事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。障がい者一般就労体験発表会を開催し、本人の強みを活かした雇用の実例をとおして、企業の障がい理解の促進を図ります。県立石見養護学校が独自で行う企業現場実習の確保など就労支援対策に支援を図ります。雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について、周知啓発を図ります。町及び民間事業所において、法定雇用率の達成に向けた取り組みを推進します。町内の福祉事業者、農業者と連携し、農福連携システムを模索します。

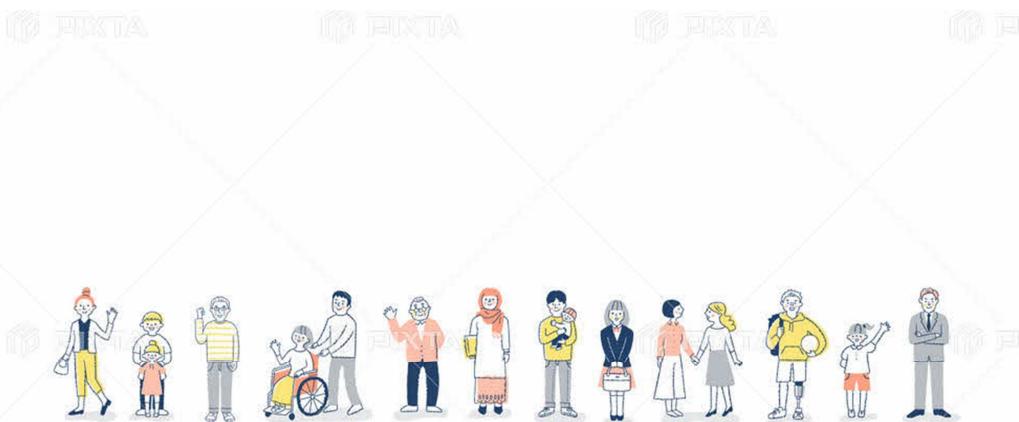
②福祉的就労の底上げ

項目	内容
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため事業所等との連携、製品の販路拡大のための支援を行います。 ・事業所側の工賃向上、安定した施設外就労の確保のニーズと企業の人手不足の解消などのニーズをつなぐ情報共有の場を模索します。
優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定・公表を推進し、障がい者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図ります。

③総合的な支援施策の推進

項目	内容
就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が継続して就労できるよう、企業訪問やジョブコーチ制度※の活用、身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携を進めるとともに、就労に関する相談事業の充実を図ります。また職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行い、ソフト面での支援を行います。 ・相談支援ファイル「すこやか」を活用して、学校・職場・相談支援事業所がつながりを持ち、連携を深めることで、スムーズな就労支援に取り組みます。 ・ハローワークや商工会、相談支援事業所、町内企業等と連携し、障がい者雇用の促進や就労の継続に向けて相談事業の充実を図ります。

※ジョブコーチ：一定期間、職場に付き添って支援を行い、障がい者の仕事の自立を助ける人。



(4)保健・医療

1)現状と課題

- 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応が必要ですが、糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病は増加傾向です。子どもから高齢者までライフコースを意識した健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を、多様な主体と連携して取り組むことが求められます。
- 乳幼児健診や保育所等の関係機関との連携により、早期発見、早期療育や相談支援につながる体制が充実してきました。今後も学校や就労まで切れ目のない支援につなげていくことが必要です。
- 母子保健法の法定健診は、1歳6か月児・3歳児健診ですが、国は令和7年度から5歳児健診の普及を推奨しています。当町では合併以降、4歳児健診として就学前の発育・発達の確認として実施しています。
- ストレス社会である現在、うつやひきこもり等、様々な世代でこころの病気を抱えている人が増えています。こころの不調に早期対応するためにも、相談窓口の周知や見守り体制の充実に向け取り組んでいます。今後、より一層、必要な人が相談や医療につながるようにしていくことが必要です。
- 町内で精神科医療を受けられる体制として公立邑智病院がありますが、精神科入院ができない現状があります。緊急的な病状悪化により、遠方の精神科への受診が必要となった場合の移動手段や情報連携が課題としてあります。
- 入院が長期化しがちな精神障がい者の地域移行を推進するため、専門の診療科と地域の医療機関、サービス提供事業者、相談機関、地域住民等との連携を図りながら精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築を進めていく必要があります。また高次脳機能障がいについても、専門の職員や支援機関との連携が必要です。
- 安心して住み慣れた地域で生活できるように、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請時に同意を得て保健課の担当保健師へつながりをもてるよう情報提供を行っています。
- 特定疾患（難病等）や医療的ケア児について、必要とする人に必要なサービスが行き届くよう制度に関する情報提供を行うとともに、日常生活における不安等の解消を図るため相談機能の充実が求められます。
- 毎日飲酒する人の割合は約33%、また1日飲酒量が1合以上の人割合は約60%であり、いずれも県より高い状況です。依存症の予防や治療についての情報提供や啓発を強化する必要があります。

2)数値目標

令和6年度の乳幼児健診受診率は4か月児健診が95.5%でした。令和12年度（目標年次）においても引き続き100%の受診率を目標として取り組みを推進します。

指標：乳幼児健診受診率

令和6年度	⇒	令和12年度
4か月児健診 95.5%		100%
1歳6か月健診 100%		100%
3歳児健診 100%		100%
4歳児健診 100%		100%

3)今後の方向

①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

項目	内容
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">将来の生活習慣病発症予防のため、幼少期からの基本的な生活習慣の確立に向け、啓発や情報提供を行います。生活習慣病を予兆の内に発見し、働き盛り世代を対象に早期から生活改善することで生活習慣病の発症を防ぐため、健診受診や治療を継続しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めていきます。
メンタルヘルスの推進	<ul style="list-style-type: none">こころの健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、ライフステージに応じたこころの健康づくりを推進します。ゲートキーパー研修や啓発を通して、セルフケア能力を高めたり、周囲の変化に気付くことで早期介入ができるよう、関係機関と連携して情報提供していきます。
妊産婦・乳幼児健診・相談・訪問の充実	<ul style="list-style-type: none">妊産婦健診・訪問を通して産後うつ等の支援の必要な妊産婦に対して、医療機関と連携した支援を行います。乳幼児健診は多職種が関わることで疾患や障がいの早期発見や成長・発達を育む視点で関わります。特に保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添い、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行なながら、保護者との関係づくりを強化します。また、その支援の充実のために関係機関との連携を強化し、相談支援・医療・療育につながるように支援していきます。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの提供

項目	内容
孤立化予防の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が地域から孤立することを防ぐため、日常生活における見守りや相談支援を強化するとともに、必要な医療・福祉サービスにつながる仕組みを整備し、地域とのつながりを保ちながら安心して生活できる体制を推進します。
個別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活する本人および家族の状況や生活課題を適切にアセスメントし、医療・福祉・教育・就労等の関係機関と連携しながら、個別のニーズに応じた支援を実施します。

③精神保健・医療施策の推進

項目	内容
精神保健施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健活動を通じて地域の情報やニーズを把握し、新たな課題や体制の推進について、相談支援部会や自死対策実務者会議等で検討し、内容を充実します。 精神障がい者の地域移行を推進するため、専門の診療科と地域の医療機関、サービス提供事業者、相談機関、地域住民等との連携を図りながら精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めています。
医療・保健・福祉・地域の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や保健所、相談支援事業所等、保健・福祉との連携をより強化し、平時からケース検討や情報共有を行い、支援体制の整備を行います。 緊急で遠方の精神科受診が必要になった場合に、迅速かつ適切に必要な支援や治療を受けることができるよう、移動手段や情報連携の体制づくりを関係機関と連携して進めています。

④難病・医療的ケア児等に関する施策の推進

項目	内容
対象疾病に関する相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者や医療的ケア児等が必要とするサービスを利用することができるよう県央保健所や医療機関、関係機関と連携して情報提供や支援を行っていきます。

⑤専門職種の養成・確保

項目	内容
専門職員の資質の向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障がいやひきこもりなど新たな課題に対して研修会やケース検討などにより専門職員の資質を向上し、支援します。 人材確保のために福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、多様な人材の福祉職場への就労の促進、職場への定着支援を検討します。

⑥アルコール等をはじめとする依存症対策の推進

項目	内容
情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none">適正飲酒等の啓発や、断酒会や専門医療機関、相談窓口についての情報提供を行います。
個別支援の実施	<ul style="list-style-type: none">関係機関と連携を図りながら依存症である者及びその家族に対し、必要な支援を行います。

子どもがすくすくと健
康に育つくことを
願ってるナン！



3-3 必要な情報と制度に、誰もがつながれるまちづくり

(1)情報・コミュニケーション

1)現状と課題

○今日の情報化社会においては、情報量が増大するとともに、社会生活を営んでいく上で必要な情報の入手や伝達は不可欠なものとなってきています。視覚障がい者や聴覚障がい者には、情報・コミュニケーションの面で大きな制約があります。こうした障がい者の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障がいに応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保などを進めていく必要があります。

○本町の取り組みとしては、町からのお知らせを防災行政無線で放送するだけではなく、ケーブルテレビの行政文字放送で流すことにより、視覚・聴覚の障がいに応じた情報伝達を可能にしています。また、円滑なコミュニケーションを支援するため、ボランティア団体による手話通訳者や、要約筆記者の派遣を行っていますが、人員の確保が十分とはいえない状況があり、スタッフの養成が求められます。

【アンケート調査結果】

○障害福祉サービスに関する情報の入手方法として、アンケート調査では、「町の広報紙」や「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の割合が高く、様々な情報媒体において障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供が求められています。

2)数値目標

コミュニケーション支援を担うボランティア人数は令和6年度に17人でした。近年、減少傾向が続いているが、島根かみあり国スポ・全スポ2030開催を契機として、あらためてコミュニケーション支援ボランティアの育成に取り組み、令和12年度には、20人とすることを目標として取り組みを推進します。

指標：コミュニケーション支援を担うボランティア人数

令和6年度

17人

⇒

令和12年度

20人

3)今後の方針

①情報バリアフリー化の推進

項目	内容
IT 利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの種別に応じて、情報の入手や意思疎通に有効なサポート機器の給付や貸与を推進します。 「新しい生活様式」※に対応するため、より一層のIT利用促進に努めます。
活用しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> パソコン教室の開催、島根県西部視聴覚障害者情報センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。
ケーブルテレビの活用	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線に加え、ケーブルテレビのデータ放送、行政文字放送を活用し、障がいの種別に対応した情報伝達に努めます。

②情報提供の充実

項目	内容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの読み上げソフトへの対応など、多様な情報メディアにおいて視覚、聴覚障がいの種別に対応したわかりやすい情報提供を推進します。 ケーブルテレビのコミュニティチャンネルや町ホームページ、公式SNS等において、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。

③コミュニケーション支援体制の充実

項目	内容
コミュニケーションの確保	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成・確保を推進します。 手話、要約筆記及び点訳・朗読等を行うボランティア団体の活動拡充に向けて、支援を実施します。 各種研修・資格試験等の情報発信に努めます。

※新しい生活様式：新型コロナウィルス感染症拡大を防ぐための生活様式

(2)行政サービス等における配慮

1)現状と課題

- 障害者差別解消法に基づき、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くため、町役場をはじめとした行政機関において差別の禁止が徹底されるよう、職員に対する研修等、啓発の機会を確保することが求められます。
- 令和7年6月手話施策推進法の成立により、行政は手話に関する施策を総合的に策定し、その実施が明確な責務として位置付けられました。手話は日常生活や社会生活を営む上で言語であり重要な意思疎通のための手段です。手話を必要とする人々が安心して社会参加できる環境づくりを進めていくことが行政に求められています。
- ヒアリング調査において、障害者差別解消法の中で示されている合理的配慮の提供の義務化について、行政職員も含めて「あいサポート研修」の受講等を通じた気づきを広げる重要性を指摘いただいています。
- 選挙等においても、本町に暮らす住民が等しくその権利行使することができるよう、障がい特性に応じた情報提供や適切な対応、不在者投票の普及など投票を行うにあたっての障壁を除去するよう取り組みます。

2)数値目標

障害者差別解消法に基づく職員向け研修は、令和6年度の開催は1回でした。令和12年度には同研修を年に2回開催するよう取り組みます。

指標：障害者差別解消法に基づく職員向け研修の開催数

令和6年度	⇒	令和12年度
1回		2回

3)今後の方針

①行政機関等における配慮

項目	内容
行政職員における障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none">事務・事業の実施にあたって、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。障がいへの理解を深めるとともに窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、「あいサポート研修」など必要な研修等を実施します。行政に関する情報提供にあたっては、可能な範囲で合理的配慮の提供に努め、だれもがわかりやすい情報発信をめざします。住民へ理解を深めることなどが自治体の責務と明記された手話施策推進法が成立・施行されました。手話は日常生活を営む上で意思疎通のために必要な言語です。着実に共生社会の実現へ歩みを進めます。

②選挙における配慮

項目	内容
選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none">点字やインターネットを通じて候補者情報を提供するなど、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に努めます。移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等により、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。投票所における声掛けや介助について、より適切な対応をめざして障がい者理解につながる研修を行います。

